

シ 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、「自動車交通のふくそうする商業地域等において、駐車場の計画的設備を推進するため駐車場法（第3条）の規定に基づいて、都市計画で定める地区」である。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

駐車場整備地区一覧表

（令和8年3月31日現在）

都市計画区域	都市名	面積(ha)	当初決定年月日	最終変更年月日
研究学園	つくば市	87.0	S 63. 1. 11	
下館・結城	筑西市	26.0	H 1. 4. 10	
水戸・勝田	水戸市	352.0	H 2. 10. 22	H 15. 3. 28
土浦・阿見	土浦市	112.0	H 8. 6. 12	
取手	取手市	49.0	H 9. 4. 1	
計	5 市	626.0		

ス 流通業務地区

流通業務地区は、「幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、当該都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地の整備に関する法律（第4条）の規定に基づいて都市計画で定める地区」である。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

流通業務地区一覧表

（令和8年3月31日現在）

都市名	名称	面積(ha)	当初決定年月日
笠間市	先端総合流通センター流通業務地区	112.0	H 9. 3. 27

セ 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、「伝統的建造物群及びこれと一体となしてその価値を形成している環境を保存するため、文化財保護法（第143条第1項）の規定に基づいて都市計画で定める地区」である。現在までに決定した都市は次表のとおりである。

伝統的建造物群保存地区一覧表

（令和8年3月31日現在）

都市計画区域	都市名	名称	面積(ha)	決定年月日	備考
下館・結城	桜川市	桜川市真壁伝統的建造物群保存地区	17.6	H 21. 9. 28	